

グループホームいずみ山荘 南
認知症対応型共同生活介護サービス
介護予防認知症対応型共同生活介護サービス
重要事項説明書

1 事業主体の概要

事業者の名称	長 寿 会
法人所在地	岡山県苫田郡鏡野町公保田73-2
法 人 種 別	社会福祉法人
代表者氏名	衣 笠 和 孜
電 話 番 号	0 8 6 8 - 5 4 - 1 2 1 2

2 ご利用施設

施 設 の 名 称	グループホーム いずみ山荘 南
施設の所在地	岡山県苫田郡鏡野町公保田73-2
管 理 者 名	小野ひかる
電 話 番 号	0 8 6 8 - 5 4 - 1 5 0 7
F A X 番 号	0 8 6 8 - 5 4 - 4 0 0 2

3 事業の目的と運営方針等

(1) 事業の目的

事業所の管理者や従事者が、要介護者及び要支援者で認知症の状態にある高齢者に対し、可能な限り自立を目指し、必要に応じた援助サービスを行うことを目的とします。

(2) 運営方針

豊かな自然にふれあいながら、共同生活をする上で様々な役割分担を通じて入居者同士に親しい関係が育つと共に認知症の進行を遅らせることができ、入居者一人ひとりの自立又は、人間性の回復を目指します。そのことにより、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう目指します。

(3) サービスの特徴

地域との結びつきを重視し、関係保険者、居宅支援介護事業者、地域の保健・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

4 事業主体で実施する事業

事業の種類	県知事の事業者指定		定員
	指定年月日	指定番号	
特別養護老人ホーム	平成12年4月1日	岡山県 3373500242号	50人
地域密着型 特別養護老人ホーム	平成24年9月1日	鏡野町 3393500073号	29人
短期入所生活介護	平成12年4月1日	岡山県 3373500143号	9人
認知症対応型 共同生活介護	平成15年6月1日	鏡野町 3373500291号	9人
	平成20年10月1日		9人

5 事業所の概要

(1) 敷地及び建物

敷 地		
建物	構 造	鉄骨造 1 階建（耐火建築）
	延べ床面積	232.89 m ²
	利用定員	9 人

(2) 居 室

居室の種類	室 数	面 積	1人あたり面積
1人部屋	9 室	102.06 m ²	11.34 m ²

(3) 主な設備

設備の種類	室数等	面 積	1人あたりの面積
リビング	1	31.82 m ²	3.54 m ²
ダイニング	1 室	32.92 m ²	3.66 m ²
浴 室	1 室	3.03 m ²	3.03 m ²
便 所	2カ所	10.48 m ²	1.16 m ²

6 職員体制（主たる職員）

従業者の職種	員数	区 分				常勤換算 後の人員	事業者の 指定基準
		常勤		非常勤			
		専 従	兼 任	専 従	兼 任		
計 画 作 成 担 当 者	1		1			0.2	1
看 護 職 員	1				1	0.1	
介 護 職 員	8	6		2		、	3以上

7 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休暇
介護職員	・早番（ 7：30～16：30） ・日勤（ 8：30～17：30） ・遅勤（ 9：30～18：30） ・夜勤（17：00～ 0：00） （ 0：00～ 9：00） ・昼間は、原則として職員1名あたり入所者3名の介護をします。 ・夜間は、原則として職員1名あたり入居者9名の介護をします。	原則 4週8休

8 サービスの内容

（1）法定給付サービス

種 類	内 容
食 事	・食事は出来るだけ入居者に役割を持って頂き、介護従事者とできるだけ共同で調理のうえ行うようにします。 ・食事はできるだけ入居者の好きな時間帯に食堂で食べていただけるように配慮します。 （食事時間） 朝食 7：30～ 8：30 昼食 12：00～13：00 夕食 18：00～19：00
排 泄	・入居者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、必要に応じて交換を行います。
入 浴	・年間を通じて月～土曜日の入浴または清拭を行います。

着替え 整容等	・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換、寝具の消毒は利用者に合わせて随時行います。
健康管理及び 緊急時の対応	・入居者が外部の医療機関に通院する場合、ご家族に送迎及び介添えをお願いします。 ・嘱託医師により、週1回診察日を設けて健康管理に努めます。 また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に引継ぎます。
重度化対応	・状態悪化時にも可能な限り、当事業所で生活を継続できるよう、急性期における医療機関との連携体制を確保し、看取りに関する指針の整備等を行い、入居者ご家族と連絡を密に図ります。 (別添1)
相談及び援助	・当施設は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 ・要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期限が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行います。

(2) 法定給付外サービス

サービスの種別	内 容
食材の提供	・新鮮で安価な食材を提供します。
理容・美容	・希望者には、理・美容（実費）提供します。
家 賃	・個室を提供します。
管理費	・光熱水費等

(3) その他

サービス提供記録の保管	この契約の終了後5年間保管します。
サービス提供記録の閲覧	土日曜日・祝祭日を除く毎日午前9時～午後5時
サービス提供記録の複写物の 交付	ご契約者の要求があれば、サービス提供記録、事業報告書、決算書をいつでも閲覧できるが、複写物を必要とする場合には、実費相当額を負担していただきます。

9 利用者負担金

(1) お支払いいただく利用者負担金は(別表1)とおりです。

(2) 利用者負担金のお支払い方法

事業者は、当月の利用者負担金の請求書に明細を付して、入居者に請求し、
入所者は、翌月10日までに次の方法により支払います。

☐ 金融機関振込 ※ 手数料は、利用者の負担となります。

☐ 振込口座

銀 行 名	鳥取銀行 津山西支店	
普 通 預 金	口座名義人	社会福祉法人長寿会 グループホーム いずみ山荘 理事長 衣笠和孜
	口 座 番 号	0 0 0 9 8 1 4

(3) 領収書の発行

事業者は、入居者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

10 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「認知症対応型共同生活介護事業所グループホームいずみ山荘消防計画」に則り対応を行います。			
近隣との協力関係	特別養護老人ホームいずみ山荘と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。			
平常時の訓練等 防災設備	別途定める「認知症対応型共同生活介護事業所グループホームいずみ山荘消防計画」に則り年2回昼間及び夜間を想定した避難訓練を、入居者の方も参加して実施します。			
	設備名称	個数等	設備名称	個数等
	スプリンクラー	あり	防火扉・シャッター	なし
	避難出口	あり	消 火 器	2 本
	自動火災報知機	あり	非常通報装置	あり
	誘 導 灯	7 個所	漏電火災報知機	あり
	ガス漏れ報知機	なし	非常用電源	なし
	カーテン布団等は防災性能のあるものを使用しております。			
消防等届	消防署への届出日：令和5年4月13日 防火管理者： 苫田翔平			

11 協力医療機関

医療機関	衣笠内科医院	津山内田整形外科	石川歯科医院
院長名	衣笠信行	内田健介	石川光伸
所在地	津山市椿高下3-9	津山市津山口49-1	苫田郡鏡野町吉原383-1
電話番号	0868-22-7811	0868-22-5552	0868-54-3290

医療機関	芳野病院	鏡野町国民健康保険病院
院長名	沼 義則	寒竹一郎
所在地	鏡野町吉原312	鏡野町寺元365
電話番号	0868-54-0312	0868-54-0011

12 相談窓口、苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 利用相談室	窓口担当 管理者 小野ひかる 利用時間 毎日午前8:30～午後5:30 利用方法 電話 0868-54-1507
岡山県 国民健康保険団体連合会	岡山市北区桑田町11-6 電話 086-223-8811 午前9:00～午後4:00
鏡野町役場	苫田郡鏡野町竹田660 電話 0868-54-2986 午前8:30～午後5:15

13 事故発生時の対応

入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護等」という。）の提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、入居者の家族及び居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。

2 入居者に対する指定認知症対応型共同生活介護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償をすみやかに行います

14 損害賠償責任保険

保 険 会 社	あいおいニッセイ同和損保
保 険 内 容	- 施設の業務中事故賠償補償 - 滞在型施設利用者の傷害事故補償 - 施設送迎者搭乗中の傷害事故補償

15 秘密保持等

事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を

漏らしません。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を事業者との雇用契約の内容とします。

2 事業所は居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入居者の同意を得ます。

16 虐待防止

入居者の人権の擁護・虐待防止の為の研修を通じて、人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。

2 従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者等が入居者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

3 従業者が、虐待ではないかと疑われるあるいは思える行為を見た、聞いた、相談を受けた場合には、管理者等に連絡又市町村に通報をする。

17 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、必ずその都度面会簿に記入してください。 面会時間は、他の入居者の迷惑の掛からない時間帯。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただく場合がございます。
居室の明け渡し	契約が終了する場合において、入居者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払い義務及び上記に基づく義務を履行した上で居室を明け渡していただきます。 もし、契約終了日までに居室を明け渡さない場合又は上記の義務を履行しない場合には、本来の契約終了日の翌日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る所定料金を当施設に支払っていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮願います。またむやみに他の入居者の居室等に立ち入らないようにして下さい。
喫煙・飲酒	喫煙・飲酒は、相談に応じて対応します。喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
所持品の管理	貴重品のお持ち込みはご遠慮ください。紛失された場合責任を負いかねますのでご了承ください。 衣服等は季節により、入れ替えをお願いいたします。
現金等の管理	現金を持ち込まないようお願いいたします。紛失された場合責任は負いかねますのでご了承ください。
宗教活動 政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物の飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はお断りします。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名_____氏名_____）から
上記重要事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

<入居者>

住 所 _____

氏 名 _____ 印 _____

<入居者代理人（選任した場合）>

住 所 _____

（続 柄）
氏 名 _____ 印 _____

(別添1)

重度化対応マニュアル

〔1〕 自己決定と尊厳を守る看取り介護

- ① 看取り介護の基本理念を明確にし、本人又は家族に対し生前意思（リビングウィル）の確認を行う。
- ② 看取り介護においては、医師による診断（医学的に回復の見込みが無いと判断したとき）がなされた時が、看取り介護の開始となる。
- ③ 看取り介護の実施にあたり、本人または家族に対し、医師又は協力病院から十分な説明が行われ、本人または家族の同意を得ること。（インフォームドコンセント）
- ④ 看取り介護においてはそのケアに携わる管理者、介護支援専門員、看護員、介護職員等従事する者が協働し、看取り介護に関する計画書を作成し、原則として週1回以上、本人家族への説明を行い、同意を得て看取り介護を適切に行うこと。なお、必要に応じて適宜、計画内容の見直し、変更をする。

〔2〕 医師・看護員体制

- ① 看取り介護実施にあたり、協力病院医師との情報共有による看取り介護の協力体制を築いていること。
- ② 看護員は医師の指示を受け、利用者の疼痛緩和等安らかな状態を保つように状態把握に努め、利用者の状況を受け止めるようにする。また、日々の状況等について随時、家族に対して説明を行い、その不安に対して適宜対応していく。
- ③ 医師による看取り介護の開始指示を受けて、カンファレンスに基づき多種協働による看取り介護計画書を作成し実施するものとする。

〔3〕 看取り介護体制の整備

- ① 尊厳ある安らかな最期を迎える為に、環境整備に努め、その人らしい人生を全うするための施設整備の確保を図ること。
- ② 24時間連絡体制の整備
- ③ 重度化対応、看取りに関する指針の作成

(別 表 1) グループホームいずみ山荘利用料金表

令和7年4月現在

基本料金 (日 額)

要支援・要介護度	要支援1	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護サービス費 自己負担額	749円	753円	788円	812円	828円	845円
食 費	1, 5 0 0 円					
家 賃	8 0 0 円					
家 賃 (軽減措置該当者)	1 号 該当者 2 0 0 円、2 号 該当者 5 0 0 円					
管 理 費	8 0 0 円					

(要介護2 1ヶ月利用例 含加算)	
介護料	1, 0 1 5 円 × 3 0 日 = 3 0, 4 5 0 円
食 費	1, 5 0 0 円 × 3 0 日 = 4 5, 0 0 0 円
家 賃	8 0 0 円 × 3 0 日 = 2 4, 0 0 0 円
管理費	8 0 0 円 × 3 0 日 = 2 4, 0 0 0 円
合 計	1 2 3, 4 5 0 円

(要介護2 第2号軽減該当者 1ヶ月利用例含加算)	
介護料	1, 0 1 5 円 × 3 0 日 = 3 0, 4 5 0 円
食 費	1, 5 0 0 円 × 3 0 日 = 4 5, 0 0 0 円
家 賃	5 0 0 円 × 3 0 日 = 1 5, 0 0 0 円
管理費	8 0 0 円 × 3 0 日 = 2 4, 0 0 0 円
合 計	1 1 4, 4 5 0 円

- ※ 次の項目について、加算算定を行います。
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ) (22円/日)、医療連携体制加算 (Ⅰ) (ハ) (37円/日)、口腔衛生管理体制加算 (30円/月)、科学的介護推進体制加算 (40円/月)、介護職員等処遇改善加算 (Ⅰ) 「介護料に 18.6%を乗じた額」 ÷ (158円/日)
- ※ 次の項目について、算定要件を満たした場合には加算算定を行います。
退居時情報提供加算 (250円/回)、認知症チームケア推進加算 (Ⅱ) (120円/月)、協力医療機関連携加算 (Ⅰ) (100円/月)、生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) (10円/月)、高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ) (10円/月)、高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ) (5円/月)
- ※ 入所後30日間及び30日を超えた入院後、退院された場合には30日を限度として初期加算 (30円/日) が必要となります。
- ※ 入院時に最大6日までを限度として外泊時・入院時費用 (246円/日) が必要となります。
- ※ 外泊・入院等の場合、家賃・管理費が必要です。
- ※ 特別な食事に要した費用、理美容代、医療費、薬代、おしめ代は実費を頂きます。
- ※ 教養娯楽費として参加者には別途実費を頂きます。
- ※ 看取り介護を希望された場合は、看取り介護加算が必要です。(上限45日)
- ※ 第1号、第2号 家賃軽減措置該当者は鏡野町の認定により決定します。